

高齢者の訪問販売による契約 その2



<事例>

他市に住む娘から「当市でひとり暮らしをしている 60 代の母が金地金を購入する契約をした。母は数年前から精神疾患を患っている」と相談が入りました。契約者から契約時の状況を直接聞きたいと伝え、契約者から電話をもらいました。業者から突然、電話があり金地金に興味はあるかと聞かれ、どういう意味かよくわからず「ある」と答えてしまった。株の経験は全くなかったが、夫がしていたことを伝えた。数日後、業者が来訪し、世界的に通用するし、また消費税が上がる前だったので、「今がちょうど買い時だ」と言われて契約書に署名をしてしまった。そして翌日 100 万円を業者に手渡した。その後、業者からまた「買い時だ」と電話があり次の契約をし、さらに 100 万円を手渡した。返金してほしい。娘から申し出たが返金はほとんどないと言われた。

<対応>

センターで契約書面を確認したところ、購入総額は 1 契約で 1000 万円を超えるものであることがわかりました。契約者は全く理解されていませんでした。契約者が通院している病院に出向き診断書を取っていただきました。その診断書をもとに業者と交渉を始めました。業者は返金額を提示してきましたが、その根拠はまるで先物取引契約の解約のような計算式を示されたため、全く納得できるものではありませんでした。また業者は高額な手数料も引いて返金と言ってきました。返金額の根拠や手数料について関連機関に情報を得て交渉を重ね、全額ではありませんでしたが、一部返金されました。

ほかにひとり暮らしの 80 歳代の女性が、同じ業者から布団や浄水器や健康器具を次々と購入した事例などもあります。

*判断能力が不十分な人たちの権利や財産を保護し、支援するために『成年後見人制度』があります。詳しくは兵庫県弁護士会【☎078-362-0074 毎週木曜日 13時から16時まで】、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート兵庫県支部【078-341-8686】

